



平成30年度 おきなわ技能五輪・アビリンピック 選手育成支援事業助成金のご案内



1 趣旨

平成30年度、技能五輪全国大会及び全国アビリンピックを沖縄県で開催するにあたり、両大会への参加を目指し、選手の育成・強化を図る県内企業等を支援するため、技能向上訓練を行う際に要する経費等に対して、予算の範囲内で助成金を交付します。

2 助成対象者

沖縄県内に事業所等を有する企業、学校等（学校教育法及び職業能力開発促進法に基づき設置された施設）、競技職種等関係団体又は社会福祉法人等

3 助成対象事業

助成対象者に所属する労働者、訓練生、生徒又は利用者等を、平成30年度に開催される技能五輪全国大会又は全国アビリンピック（以下「沖縄大会」という。）に、沖縄県の選手として参加させるために実施する技能向上訓練等を対象とします。

※全国アビリンピックにおける技能デモンストレーションへの参加を含む。

(1) 助成対象経費

- ア 訓練指導を行う外部講師に対する謝金及び旅費（※謝金は助成上限額の50%以内）
- イ 訓練用材料、消耗品等の購入費（※消耗品等は原則、単価3万円未満（税込））
- ウ 会場・訓練用器工具等の借料費
- エ 外部講習会及び二次予選会等への参加費、参加旅費及び工具等運搬費
- オ その他訓練の実施に必要なと会長が認めた経費
- カ 沖縄大会の参加に必要な参加費、職種別負担金及び工具等運搬費

(2) 訓練対象者の要件（次のいずれかに該当する者）

- ア 沖縄大会への参加が決定している又は参加が見込まれる者
- イ 沖縄大会の予選会（地方アビリンピックを含む）への参加が決定している者
- ウ 中央職業能力開発協会が実施する沖縄大会の二次予選会、二次選考会又は職種選考会への参加が決定している者

4 助成金額

一職種・種目につき、一企業・団体等あたり20万円を上限に助成します。

なお、訓練対象者が技能五輪全国大会の選手として出場する場合は、選手1名あたり15万円を上限として、全国アビリンピックの選手として出場する場合は、選手1名あたり5万円を上限として、助成金の額を増額できるものとします。

※選手出場に係る増額分については、技能デモンストレーションへの出場を除く。

5 助成対象期間

平成30年4月1日から沖縄大会終了の日まで

6 交付申請の受付期間

平成30年4月1日付けの申請から受付を開始し、予算の上限に達し次第、申請の受付を終了します。なお、予算の範囲内で交付決定するため、必ずしも採択されない場合があります。

※交付申請手続きは2ページ目（裏面）参照

助成金の交付を受けるために必要な手続き

1 交付申請書の提出
(企業等 ⇒ 推進協議会)

- ◆交付申請の必要書類
- ・交付申請書(様式第1号)
 - ・事業計画書(様式第2号)
 - ・収支予算書(様式第3号)

2 交付決定通知
(推進協議会 ⇒ 企業等)

※助成金は、額確定後の支払い(精算払)となりますが、必要な理由がある場合は、交付決定後、額確定前の支払い(概算払)が可能です。

3 技能向上訓練等の実施
(企業等)

※平成30年4月1日からの訓練が対象となります。

(変更承認手続き)

※交付決定後、沖縄大会への選手出場決定による増額を希望する場合や、事業の内容等に変更が生じる場合等は、変更承認申請の手続きを行ってください。

4 実績報告書の提出
(企業等 ⇒ 推進協議会)

※訓練完了後30日以内又は平成30年11月30日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

- ◆実績報告の必要書類
- ・実績報告書(様式第6号)
 - ・事業実績書(様式第7号)
 - ・収支精算書(様式第3号)
 - ・訓練等の様子が分かる写真
 - ・助成対象経費に係る支払証拠書類(領収書、納品書等)

5 助成金の額確定通知
(推進協議会 ⇒ 企業等)

6 助成金請求書の提出
(企業等 ⇒ 推進協議会)

- ◆助成金請求の必要書類
- ・助成金請求書(様式第8号)
 - ・振込み先の預金通帳写し

7 助成金の振込
(推進協議会 ⇒ 企業等)

◆申請書の提出先・お問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (沖縄県庁1階)
沖縄県商工労働部労働政策課 技能五輪・アビリンピック準備室内
おきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会事務局
電話：098-866-2013 FAX：098-866-2082

◆交付要綱・申請様式 大会ホームページに掲載 <http://www.okinawa2018.jp>